

三鷹市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保して個人情報を保護するとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障し、もって市民の基本的人権を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人情報の取得、保有及び利用をするに当たっては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の適正な取扱いに必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、その所管職員に対して、個人情報の適正な取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 市長は、市が出資し、又は事業運営費を助成している公共的な活動を行う団体及び市が加入している一部事務組合と協力を図り、個人情報の適正な取扱いに関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たって、個人情報の取得、保有及び利用をするときは、個人情報の適正な取扱いの重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

(管理体制)

第6条 市は、法第66条に規定する安全管理措置を講じるため、規則で定めるところにより、個人情報保護統括責任者、個人情報保護責任者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置く。

(個人情報ファイル簿の作成等に関する届出)

第7条 実施機関が個人情報ファイル簿を作成しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも、同様とする。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報ファイル簿に係る個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 実施機関は、法第75条第2項第1号のうち法第74条第2項第9号に係る部分の規定に関わらず、保有する個人情報ファイルであって本人の数が政令で定める数に満たないものについても、個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

2 法第75条（同条第2項第1号のうち法第74条第2項第9号に係る部分を除く。）の規定は、前項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表する場合について準用する。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第9条 個人情報ファイル簿には、法第75条第1項に規定するもののほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示等の適正な請求)

第10条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとする者は、当該権利を濫用することなく、適正に請求を行わなければならない。

(開示請求等に対する決定)

第11条 実施機関は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があったときは、法に規定する期間内において、速やかに当該請求の決定をするよう努めなければならない。

2 実施機関は、法第82条第2項の場合において、開示をしないことと決定した保有個人情報が、期間の経過により不開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

(手数料等)

第12条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示において、当該保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付の方法により行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところにより、開示請求者の負担とする。

(苦情の申出)

第13条 法及びこの条例により実施機関が行った自己に係る個人情報の取扱いについて苦情がある者は、当該実施機関に対して、書面によりその申出をすることができる。

(個人情報保護審査会)

第14条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定により、市長の附属機関として、三鷹市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、審査請求等に係る実施機関の諮問に対する答申、調査審議その他の法及び行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 審査会は、個人情報の保護に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理し、審査会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 審査会は、会長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 審査会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する調査権限のほか、審査請求の審査のため必要があると認めるときは、審査会に諮問をした同法第4条に規定する審査庁に対し、次に掲げる事項を求めることができるものとし、当該審査庁は、審査会から審査請求に係る個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。この場合においては、何人も、審査会に対し提示された個人情報及び提出された資料の開示を求めることができない。
 - (1) 審査請求に係る個人情報を審査会に提示すること。
 - (2) 審査請求に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出すること。
- 8 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 9 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 10 審査会の庶務は、市長が定める部局において行う。
- 11 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営委員会)

第15条 法及びこの条例による個人情報保護制度の適正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市個人情報保護制度運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、個人情報保護制度の運用状況について実施機関から報告を受けるとともに、個人情報保護制度の運用について必要があると認める場合には、意見を述べることができる。
- 3 委員会の委員は、個人情報保護制度全般の運用に当たり、実施機関の必要に応じて意見の聴取を受けることができる。
- 4 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、委員会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 5 委員会は、前項の規定による諮問に応じて調査及び審議をすることができる。
- 6 委員会は、規則で定める者について、市長が委嘱する委員18人以内をもって組織する。
- 7 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 9 委員会は、委員長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 11 委員会の庶務は、市長が定める部局において行う。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定個人情報保護評価審査会)

第16条 実施機関における特定個人情報保護評価の適正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市特定個人情報保護評価審査会（以下「評価審査会」という。）を置く。

- 2 評価審査会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に係る第三者点検その他特定個人情報保護評価制度に関する事項について、実施機関の諮問を受けて調査及び審議をすることができる。
- 3 評価審査会は、個人情報の保護に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員3人をもって構成する。
- 4 評価審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 評価審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理し、評価審査会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 評価審査会は、会長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。評価審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 評価審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 評価審査会の庶務は、市長が定める部局において行う。
- 9 前各項に定めるもののほか、評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(事務の委託等)

第17条 実施機関は、個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託に関する契約書等に、委託された業務に係る個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を明記するとともに、当該業務の委託を受けた者に対して、個人情報の適正な取扱いを図るため、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、個人情報保護制度に係る運用状況について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第14条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正前の三鷹市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第3条第3項又は第28条第2項の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 施行日前に旧個人情報保護条例第14条第1項若しくは第2項（旧個人情報保護条例第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項の規定による請求又は第23条第1項の規定による苦情の申出がされた場合における自己に係る旧個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の利用等中止並びに是正その他必要な措置については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧個人情報保護条例第25条第1項の規定により市に置かれた三鷹市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）及び旧個人情報保護条例第26条第1項の規定により市に置かれた三鷹市個人情報保護委員会（以下「旧委員会」という。）に諮問がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 旧個人情報保護条例第25条第6項又は第26条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第25条第3項の規定により委嘱

されている旧審査会の委員は、この条例による改正後の三鷹市個人情報保護条例の規定により委嘱された三鷹市個人情報保護審査会の委員とみなし、この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第26条第4項の規定により委嘱されている旧委員会の委員は、この条例による改正後の三鷹市個人情報保護条例の規定により委嘱された三鷹市個人情報保護制度運営委員会の委員とみなす。

第3条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、この条例の施行後もなお従前の例による。